

学校法人国際ビジネス学院寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人国際ビジネス学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福井県坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1の22に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立専修学校（以下「学校」という。）を設置し、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 国際ペット専門学校福井
- (2) 国際ペット専門学校金沢
- (3) 金沢医療事務専門学校
- (4) 国際サイクル専門学校
- (5) 国際調理専門学校

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6人
 - (2) 監 事 2人
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する学校の校長 1人
 - (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 3人
 - (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2人
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

- 第7条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員若しくは役員の配偶者又は三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第13条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを福井県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事

会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第 15 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が召集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第 2 項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 13 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第 16 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第 17 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 18 条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、15 人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。

- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 第17条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 寄付金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第22条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 8人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上のもののうちから、理事会において選任した者 1人
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4人
 - (4) この法人の設置する学校の保護者会会長 2人
- 2 前項第1号及び第4号に規定する評議員は、この法人の職員又は保護者会会長の地位を退いた

ときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第 23 条 評議員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 24 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

第 5 章 資産及び会計

(資 産)

第 25 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 26 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 27 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 28 条 基本財産及び運用財産の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 29 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第 30 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第 31 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会におい

て出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第32条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第33条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録の備付け及び閲覧)

第34条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置かなければならない。

3 この法人は、前項の書類のうち、寄附行為及び役員等名簿について請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

5 この法人は、第2項の書類のうち第3項の書類以外について、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(役員の報酬)

第35条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(責任の免除)

第38条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

第6章 解散及び合併

(解 散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合 併
- (4) 破 産
- (5) 福井県知事の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては福井県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては福井県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て福井県知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、福井県知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定に関わらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、福井県知事に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付け)

第43条 この法人は、第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、学校法人国際ビジネス学院の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成16年12月10日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事（理事長）	大 聖 寺 谷	敏
理 事	大 聖 寺 谷	要
理 事	梶	聡 司
理 事	寺 崎	歳 彦
理 事	小 澤	裕 美 恵
理 事	天 谷	直 樹
監 事	長 田	郁 夫
監 事	北 村	勝

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、福井県知事の認可のあった日（平成17年7月1日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、福井県知事の認可のあった日（平成18年7月5日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、福井県知事の認可のあった日（平成19年4月10日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、福井県知事の認可のあった日（平成20年4月1日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、福井県知事の認可のあった日（平成23年2月7日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、福井県知事の認可のあった日（平成23年3月31日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、福井県知事の認可のあった日（平成24年3月1日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、福井県知事の認可のあった日（平成26年3月31日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、福井県知事の認可のあった日（平成27年3月31日）から施行

する。

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、福井県知事の認可のあった日（平成２７年７月７日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、福井県知事の認可のあった日（平成２８年４月１日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、福井県知事の認可のあった日（平成２９年２月９日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、福井県知事の認可のあった日（平成２９年６月１４日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、福井県知事の認可のあった日（平成３０年１月２５日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、令和２年４月１日から施行する。

寄附行為変更事項の新旧対照表

新	旧
第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。 (設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) <u>かなざわ食マネジメント専門職大学</u> <u>フードサービスマネジメント学部</u> <u>フードサービスマネジメント学科</u> (2) <u>国際ペット専門学校福井</u> (3) <u>国際ペット専門学校金沢</u> (4) <u>金沢医療事務専門学校</u> (5) <u>国際サイクル専門学校</u> (6) <u>国際調理専門学校</u> 第3章 役員及び理事会 (理事の選任) 第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) この法人の設置する<u>大学の学長</u> 1人 (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 3人 (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2人 2 前項第1号及び第2号の理事は、<u>学長</u>又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。	第2章 目的及び事業 (目的) 第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、<u>私立専修学校</u>(以下「学校」という。)を<u>設置し</u>、学校教育を行うことを目的とする。 (設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (新 設) (1) <u>国際ペット専門学校福井</u> (2) <u>国際ペット専門学校金沢</u> (3) <u>金沢医療事務専門学校</u> (4) <u>国際サイクル専門学校</u> (5) <u>国際調理専門学校</u> 第3章 役員及び理事会 (理事の選任) 第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) この法人の設置する<u>学校の校長</u> 1人 (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 3人 (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2人 2 前項第1号及び第2号の理事は、<u>校長</u>又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任) 第7条 監事は、この法人の理事、職員（<u>学長、校長、教員</u>その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員若しくは役員の配偶者又は三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。 (監事の職務) 第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。 (1) この法人の業務を監査すること。 (2) この法人の財産の状況を監査すること。 (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。 (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。 (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>文部科学大臣</u>に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。 (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。 (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の	(監事の選任) 第7条 監事は、この法人の理事、職員（<u>校長、教員</u>その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員若しくは役員の配偶者又は三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。 (監事の職務) 第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。 (1) この法人の業務を監査すること。 (2) この法人の財産の状況を監査すること。 (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。 (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。 (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>福井県知事</u>に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。 (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。 (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の
--	--

招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。 第6章 解散及び合併 (解 散) 第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。 (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決 (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決 (3) 合 併 (4) 破 産 (5) <u>文部科学大臣</u>の解散命令 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては<u>文部科学大臣</u>の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては<u>文部科学大臣</u>の認定を受けなければならない。 (合 併) 第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て<u>文部科学大臣</u>の認可を受けなければならない。 第7章 寄附行為の変更 (寄附行為の変更) 第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣</u>の認可を受けなければなら	招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。 第6章 解散及び合併 (解 散) 第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。 (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決 (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決 (3) 合 併 (4) 破 産 (5) <u>福井県知事</u>の解散命令 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては<u>福井県知事</u>の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては<u>福井県知事</u>の認定を受けなければならない。 (合 併) 第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て<u>福井県知事</u>の認可を受けなければならない。 第7章 寄附行為の変更 (寄附行為の変更) 第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>福井県知事</u>の認可を受けなければなら
--	---

らない。 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定に関わらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣</u>に届け出なければならない。 附 則 1 この法人の組織変更時の役員は、次のとおりとする。 <u>理事長 大聖寺谷 敏</u> <u>理 事 岡内 祐一郎</u> <u>理 事 大聖寺谷 裕</u> <u>理 事 近藤 昌朗</u> <u>理 事 佐山 等</u> <u>理 事 米津 一郎</u> <u>監 事 光成 徳夫</u> <u>監 事 前沢 紀夫</u> 2 この寄附行為は、<u>文部科学大臣の認可の日</u> (令和 年 月 日) から施行する。	ない。 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定に関わらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>福井県知事</u>に届け出なければならない。
--	--

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類											
年 度			平成29年度	平成30年度	令和元年度	開設年度の前年度	開設年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合 計
設置経費	校 地		千円 263,885	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 263,885
	(う ち 造 成 費)										
	施設	基 準 内	905	194,549	135,715	0	214,280	0	0	0	545,449
		基 準 外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	設備	図 書	0	0	0	33,200	4,150	4,150	0	0	41,500
		教 具 校 具 備 品	0	2,483	21,439	13,684	5,395	0	0	0	43,001
	小 計		264,790	197,032	157,154	46,884	223,825	4,150	0	0	893,835
新設校の開設年度の経常経費							228,851				228,851
合 計			264,790	197,032	157,154	46,884	452,676	4,150	0	0	1,122,686

既設校からの 転共用	施設	基 準 内	—	千円
		基 準 外	—	千円
	設備	図 書	—	千円
		教具・校具・備品	—	千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	千円 846,686	平成29年度までに学納金等事業活動収入から積み立てられた現金預金から平成29年度に264,790千円を支出し、平成30年度までに学納金等事業活動収入から積み立てられた現金預金から平成30年度に197,032千円を支出し、令和元年度までに学納金事業活動収入から積み立てられた現金預金から令和元年度に157,154千円を支出し、令和元年度末の現金預金1,023,011千円のうち227,710千円を財源に充当する。
補助金収入	千円 276,000	白山市から総額276,000千円を受け財源に充当する。
合 計	千円 1,122,686	

財 産 目 録 総 括 表

年 度 科 目	平成30年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和元年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和2年3月31日)
一 基本財産	1,601,752 千円	1,512,912 千円	1,512,912 千円
二 運用財産	870,839 千円	1,040,058 千円	1,040,058 千円
三 負債額	574,415 千円	735,569 千円	735,569 千円
1 固定負債	147,968 千円	193,881 千円	193,881 千円
2 流動負債	426,448 千円	541,688 千円	541,688 千円
四 基本財産＋運用財産	2,472,591 千円	2,552,970 千円	2,552,970 千円
五 純資産(四－三)	1,898,176 千円	1,817,401 千円	1,817,401 千円

貸借対照表

令和 2 年 3 月 31 日

(単位：円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	1, 527, 195, 503	1, 613, 281, 681	△ 86, 086, 178
有形固定資産	1, 512, 911, 887	1, 601, 752, 201	△ 88, 840, 314
その他の固定資産	14, 283, 616	11, 529, 480	2, 754, 136
流動資産	1, 025, 774, 554	859, 309, 436	166, 465, 118
資産の部合計	2, 552, 970, 057	2, 472, 591, 117	80, 378, 940
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	193, 881, 250	147, 967, 500	30, 913, 750
流動負債	541, 688, 240	426, 447, 646	130, 240, 594
負債の部合計	735, 569, 490	574, 415, 146	161, 154, 344
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	1, 312, 192, 904	1, 605, 383, 411	△ 293, 190, 507
第 1 号基本金	1, 285, 193, 194	1, 578, 383, 701	△ 293, 190, 507
第 4 号基本金	26, 999, 710	26, 999, 710	0
繰越収支差額	505, 207, 663	292, 792, 560	212, 415, 103
純資産の部合計	1, 817, 400, 567	1, 898, 175, 971	△ 80, 775, 404
負債及び純資産の部合計	2, 552, 970, 057	2, 472, 591, 117	80, 378, 940

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成 29年度	白山キャンパス校舎敷地取得	校地 9,271.04㎡ 石川県白山市横江町土地区画 整理事業施行地区内8街区1番	平成29年9月購入済	かなざわ食マネジメント専門職大学 国際ペット専門学校金沢 金沢医療事務専門学校 国際サイクル専門学校 国際調理専門学校
	白山キャンパス1号館・2号館 建設	1号館 鉄骨造3階建 3,046.38㎡ 2号館 鉄骨造2階建 673.46㎡ 石川県白山市横江町土地区画 整理事業施行地区内8街区1番	平成30年5月15日着工 平成31年1月28日完成	かなざわ食マネジメント専門職大学 国際ペット専門学校金沢 金沢医療事務専門学校 国際サイクル専門学校 国際調理専門学校
30年度	白山キャンパス1号館・2号館 備品の購入	備品 13 点	平成31年1月購入済	かなざわ食マネジメント専門職大学 国際ペット専門学校金沢 金沢医療事務専門学校 国際サイクル専門学校 国際調理専門学校
令和 元年度	かなざわ食マネジメント 専門職大学設置に係る 教具・校具の購入	教具 10 点 校具 177 点	令和元年5月購入済 令和元年9月購入済	かなざわ食マネジメント専門職大学 専用
	かなざわ食マネジメント 専門職大学設置に係る 校具の購入	校具 107 点	令和元年9月購入済	国際調理専門学校専門学校と共用
	白山キャンパス3号館建設	鉄骨造2階建 1,027.69㎡ 石川県白山市横江町土地区画 整理事業施行地区内8街区1番	令和元年9月29日着工 令和 2年3月 9日完成	国際ペット専門学校金沢専用

2年度	かなざわ食マネジメント 専門職大学設置に係る 図書の購入	内国書 7,200 冊 外国書 800 冊	令和3年1月購入予定	かなざわ食マネジメント専門職大学 専用
	かなざわ食マネジメント 専門職大学設置に係る 教具・校具の購入	教具 4 点 教具 1,806 点 校具 1,126 点	令和2年3月購入済 令和2年3月購入済 令和3年1月購入予定	かなざわ食マネジメント専門職大学 専用
	かなざわ食マネジメント 専門職大学設置に係る 校具の購入	校具 14 点	令和2年1月購入済	国際調理専門学校専門学校と共用
	国際ペット専門学校金沢 動物看護設備の購入	教具 6 点	令和3年1月購入予定	国際ペット専門学校金沢専用
3年度	白山キャンパス4号館建設	鉄骨造3階建 1,890.00㎡ 石川県白山市横江町土地区画 整理事業施行地区内8街区1番	令和3年 2月 1日着工 令和3年12月28日完成予定	かなざわ食マネジメント専門職大学 専用
	かなざわ食マネジメント 専門職大学設置に係る 図書の購入	内国書 900 冊 外国書 100 冊	令和4年1月購入予定	かなざわ食マネジメント専門職大学 専用
	かなざわ食マネジメント 専門職大学設置に係る 校具の購入	校具 444 点	令和4年2月購入予定	かなざわ食マネジメント専門職大学 専用
	国際ペット専門学校金沢 動物看護設備の購入	教具 21 点	令和4年1月購入予定	国際ペット専門学校金沢専用
4年度	かなざわ食マネジメント 専門職大学設置に係る 図書の購入	内国書 900 冊 外国書 100 冊	令和5年1月購入予定	かなざわ食マネジメント専門職大学 専用
5年度	該当なし			
6年度	該当なし			

様式第10号その1(第12条関係)

資 金 収 支 予 算 決 算 総 括 表

(収入の部)

(単位 千円)

年 度 科 目	開 設 年 度	令和4年度	令和5年度	完 成 年 度
	新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入	48,000	88,000	128,000	168,000
手数料収入	3,000	3,000	3,000	3,000
寄付金収入	0	0	0	0
補助金収入	55,600	55,600	55,600	55,600
資産売却収入	0	0	0	0
付随事業・収益事業収入	0	0	0	0
受取利息・配当金収入	1	1	1	1
雑収入	300	300	300	300
借入金等収入	0	0	0	0
前受金収入	68,000	108,000	148,000	148,000
その他の収入	0	0	0	0
資金収入調整勘定	△ 28,000	△ 68,000	△ 108,000	△ 148,000
前年度繰越支払資金	28,000	△ 250,275	△ 292,174	△ 303,194
収入の部合計	174,901	△ 63,374	△ 65,273	△ 76,293

(支出の部)

(単位 千円)

年 度 科 目	開 設 年 度	令和4年度	令和5年度	完 成 年 度
	新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出	132,360	160,670	171,370	172,317
教育研究経費支出	32,320	20,476	22,338	32,678
管理経費支出	41,171	33,505	34,213	35,116
借入金等利息支出	0	0	0	0
借入金等返済支出	0	0	0	0
施設関係支出	214,280	0	0	0
設備関係支出	9,545	4,150	0	0
資産運用支出	0	0	0	0
その他の支出	500	15,500	15,500	15,500
〔 予備費 〕	10,000	10,000	10,000	10,000
資金支出調整勘定	△ 15,000	△ 15,500	△ 15,500	△ 15,500
翌年度繰越支払資金	△ 250,275	△ 292,174	△ 303,194	△ 326,403
支出の部合計	174,901	△ 63,374	△ 65,273	△ 76,293

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

年 度 科 目			開 設 年 度	令和4年度	令和5年度	完 成 年 度
			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	48,000	88,000	128,000	168,000
		手数料	3,000	3,000	3,000	3,000
		寄付金	0	0	0	0
		経常費等補助金	55,600	55,600	55,600	55,600
		付随事業収入	0	0	0	0
		雑収入	300	300	300	300
		教育活動収入 計	106,900	146,900	186,900	226,900
	支出	人件費	132,360	160,670	171,370	172,317
		教育研究経費	52,320	40,476	42,338	52,678
		管理経費	44,171	36,505	37,213	38,116
		徴収不能額等	0	0	0	0
		教育活動支出 計	228,851	237,651	250,921	263,111
	教育活動収支差額		△ 121,951	△ 90,751	△ 64,021	△ 36,211
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	1	1	1	1
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	1	1	1	1
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0	0
	教育活動外収支差額		1	1	1	1
経常収支差額		△ 121,950	△ 90,750	△ 64,020	△ 36,210	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入 計	0	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
		特別支出 計	0	0	0	0
	特別収支差額		0	0	0	0
〔 予備費 〕		10,000	10,000	10,000	10,000	
基本金組入前当年度収支差額		△ 131,950	△ 100,750	△ 74,020	△ 46,210	
基本金組入額合計		△ 856,660	△ 21,304	△ 733	△ 1,106	
当年度収支差額		△ 988,610	△ 122,054	△ 74,753	△ 47,316	
前年度繰越収支差額		0	△ 988,610	△ 1,110,664	△ 1,185,416	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		△ 988,610	△ 1,110,664	△ 1,185,416	△ 1,232,732	
(参考)						
事業活動収入 計		106,901	146,901	186,901	226,901	
事業活動支出 計		228,851	237,651	250,921	263,111	